

# 鳥取県公報

## 目次

- △規則 社会福祉事業法施行細則
- △告示 保母試験手数料徴収規程一部の改正
- △告示 建築代理業者の登録
- △告示 買収令書交付不能一覽表
- △告示 土地改良事業補助金交付規程の制定
- △告示 土地の公用廢止
- △告示 普通水利組合の廢止許可
- △告示 開墾工事補助規程の一部改正

## 規則

社会福祉事業法施行細則をここに公布する。

昭和二十七年八月五日

鳥取県知事 西尾愛治

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県規則第六十五号

社会福祉事業法施行細則

(総則)

第一條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号以下「法」という。)の施行については、社会福祉事業法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号以下「省令」という。)に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

(第一種社会福祉事業經營の届出)

第二條 法第五十七條第一項の規定による第一種社会福祉事業經營の届出は、別記第一号様式によらなければならない。

(第一種社会福祉事業經營の許可申請)

第三條 法第五十七條第二項の規定による第一種社会福祉事業の經營許可申請は、別記第二号様式によらなければならない。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業開始の届出)

第四條 法第六十二條第一項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業開始の届出は、別記第三号様式によらなければならない。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業経営の許可申請)

第五條 法第六十二條第二項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業経営の許可申請は、別記第四号様式によらなければならない。

(第二種社会福祉事業開始の届出)

第六條 法第六十四條第一項の規定による第二種社会福祉事業開始の届出は、別記第五号様式によらなければならない。

(社会福祉事業の変更又は廃止の届出)

第七條 法第五十八條第一項、法第五十九條、法第六十三條又は法第六十四條第二項の規定による社会福祉事業の変更又は廃止の届出は、別記第六号様式によらなければならない。

(社会福祉事業の変更許可申請)

第八條 法第五十八條第二項の規定による社会福祉事業の変更の許可申請は、別記第七号様式によらなければならない。

(報告の徴集)

第九條 社会福祉事業を經營するものは、毎会計年度終了後二月以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 事業成績書
- 二 財産目録
- 三 収支決算書及び貸借対照表
- 四 翌年度の事業計画及び收支予算書
- 五 役職員の名簿

(書類の経由)

第十條 法、省令又はこの規則に定める届出、許可申請又は報告等(知事を経由する書類を含む。)は、当該社会福祉事業を經營し、又は經營しようとする地の市町村長及び地方事務所長を経由しなければならない。

2 前項の書類は各經由機関に各一通の副本を提出しな

ければならない。

(書類の進達)

第十一條 市町村長並びに地方事務所長は、前條の書類を受けたときは遅滞なく記載事項の正否を調査し、意見を附けて進達するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 社会事業法施行細則(昭和十三年鳥取県令第三十六号)は、廃止する。

第一号様式

年 月 日

届出代表者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿

第一種社会福祉事業経営届

このたび社会福祉事業法第五十七條第一項の規定に基づき左記のとおり第一種社会福祉事業を經營したいので関係書類添付の上お届けします。

記

施設の名称	設置者の氏名又は住所		設置者の住所		施設の所在地
	施設管理者の氏名	施設設置代表者の氏名	施設設置代表者の氏名	施設設置代表者の氏名	
事業の種類	業務を担当する幹部職員の氏名	職名	氏名	有給無給の別	備考
建物その他規模及び構造	名称	構造	棟数	坪数	敷地坪数
おもな備品の名称及び数					
事業経営の方及必要保護者等に対する処遇の方法	定員	現在員		名	

- 添付書類
- (1) 設置者の履歴書及び財産目録又は資産調査書
  - (2) 建物の平面図
  - (3) 條例定款その他の基本約款(管理規程、就業規則等を含む。)

第二号様式 年 月 日 申請者 氏 名 殿 鳥取県知事 氏 名 殿		(4) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の内 (5) 收支予算書	
第一種社会福祉事業経営許可申請書 このたび社会福祉事業法第五十七條第二項の規定に基き左記のとおり第一種社会福祉事業を經營したいので関係書類を添付の上申請します。			
施設の名称 設置者の氏名又は名称 施設管理者の氏名 事業の種類	施設の所在地 設置者の住所 施設設置代表者の氏名 事業開始予定年月日 有給無給の別	氏名 職務 氏名 職務 氏名 職務	建物その他の規模及び構造 おもな備品の名称及び員数 建設物の使用権限 事業の經營方法及び要援護者等に対する処遇の方法 法及び要援護者等に対する処遇の方法 事業の經營方針 要援護者に対する処遇の方法 事業經營者又は施設の管理者に事故があらむときの処置
実務を担当する職名 氏 名 経 歴		添付書類 (1) 設置者の履歴書及び財産目録又は資産調査書	

第三号様式 年 月 日 届出代表者 氏 名 殿 鳥取県知事 氏 名 殿		(2) 條例、定款その他基本約款(管理規定、就業規則等を含む。) (3) 建物の平面圖 (4) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の内 (5) 施設管理者の履歴書 (6) 收支予算書 (7) 建物その他設備の使用の権限を証する書類	
施設を必要としない第一種社会福祉事業開始届 このたび社会福祉事業法第六十二條第一項の規定に基き左記のとおり施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したので関係書類を添付の上お届けします。			
第四号様式 年 月 日 申請者 氏 名 殿 鳥取県知事 氏 名 殿		1 經營者の名称 2 主たる事務所の所在地 3 事業の種類及び内容 4 事業經營の方法 添付書類 (1) 條例、定款その他の基本約款 (2) 事業計画書、收支予算書 (3) 事業經營者並びに実務を担当する幹部職員の内	
施設を必要としない第一種社会福祉事業經營許可申請書 このたび社会福祉事業法第六十二條第二項の規定に基き左記のとおり施設を必要としない第一種社会福祉事業を經營したので関係書類添付の上申請します。			

- 一、経営者の名称
- 二、主たる事務所の所在地
- 三、事業の種類及び内容
- 四、事業経営の方法
- 五、事業を經營するための財源の調達及びその管理の方法
- 六、經理の方針
- 七、事業の經營者又は施設の管理者に事故があるときの処置

添付書類

- (1) 定款その他の基本約款
- (2) 事業計画書、收支予算書
- (3) 財産目録及び主たる財産の権利の所属についての証明書
- (4) 事業經營者並びに実務を担当する幹部職員履歴書

第五号様式

年 月 日  
届出代表者 氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿  
第二種社会福祉事業開始届  
このたび社会福祉事業法第六十四條第一項の規定に基き左記のとおり第二種社会福祉事業を開始したので関係書類添付の上お届けします。

記

- 一、経営者の名称
- 二、主たる事務所の所在地
- 三、事業の種類及び内容
- 四、事業開始の年月日
- 五、事業經營の方法

添付書類

- (1) 当該事業を經營するための財源の調達及びその管理方法
  - (2) 經理の方針
  - (3) 要援護者等に対する処遇の方法
  - (4) 事業の經營者又は施設の管理者に事故あるときの処置
- 添付書類 (1) 條例、定款その他の基本約款

- (2) 事業計画書、收支予算書
- (3) 財産目録及び主たる財産の権利の所属についての証明書
- (4) 事業經營者並びに実務を担当する幹部職員履歴書
- (5) 施設を經營するものについては施設の平面図

第五号様式

年 月 日  
届出代表者 氏 名 ㊦  
鳥取県知事 氏 名 殿  
第二種社会福祉事業開始届

このたび社会福祉事業法第六十四條第一項の規定に基き左記のとおり第二種社会福祉事業を開始したので関係書類添付の上お届けします。

記

- 一、経営者の名称
- 二、主たる事務所の所在地

- 三、事業の種類及び内容
- 四、事業開始の年月日
- 五、事業經營の方法

添付書類

- (1) 当該事業を經營するための財源の調達及びその管理方法
- (2) 經理の方針
- (3) 要援護者等に対する処遇の方法
- (4) 事業の經營者又は施設の管理者に事故あるときの処置

添付書類

- (1) 條例、定款その他の基本約款
- (2) 事業計画書、收支予算書
- (3) 財産目録及び主たる財産の権利の所属についての証明書
- (4) 事業經營者並びに実務を担当する幹部職員履歴書
- (5) 施設を經營するものについては施設の平面図

第六号様式

年 月 日  
届出代表者 氏 名 殿  
名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

社会福祉事業変更(廃止)届

このたび左記のとおり社会福祉事業を変更(廃止)致しましたので社会福祉事業法第 条第 項の規定に基づきお届けします。

記  
一 変更する事項の変更前後の比較  
(イ) 変更前 (ロ) 変更後

二、変更(廃止)した年月日  
三、変更(廃止)の事由  
四、変更(廃止)後の措置  
五、その他

添付書類 (1) 最近の財産目録貸借対照表

(2) 理事会等の議事録謄本  
第七号様式  
年 月 日  
申請者 氏 名 殿  
名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

社会福祉事業変更許可申請書

このたび左記のとおり社会福祉事業を変更したので社会福祉事業法第五十八條第二項の規定に基づき関係書類添付の上申請します。

記  
一、変更する事項の変更前後の比較  
変更前 変更後

二、変更予定年月日  
三、変更の事由  
四、変更後の措置  
五、その他

鳥取県告示第三〇九号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十七年七月三日登録した。  
昭和二十七年八月五日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

告 示

この規程は公布の日から施行する  
鳥取県告示第三〇九号  
鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十七年七月三日登録した。  
昭和二十七年八月五日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

保母試験手数料徴収規程の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和二十七年八月五日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第六七号

保母試験手数料徴収規程の一部を改正する規則

保母試験手数料徴収規程(昭和二十三年十月鳥取県規則第七十五号)の一部を次のように改正する

第一條中「百元」を「二百円」に改める

附 則

登録番号 年月日 本 現 住 籍 所

246 和昭 27.7.3 鳥取県鳥取市藪片原町五一ノ二

247 〃 〃 京都府京都市下京区唐橋花園町四一

248 〃 〃 鳥取市東品治町一三一ノ一

249 〃 〃 鳥取市西町一区二四八

氏 名 業 務 管 理 者

二級建築士事務所 衣 笠 則 利 二級建築士 衣 笠 則 利

西片工務店 西 片 定 治 西 片 定 治

一級建築士事務所 牧 田 知 道 一級建築士 牧 田 知 道

朝日建設株式会社鳥取出張所 中 野 口 師 男

254	鳥根果松江市殿町三八六 鳥取市吉方	米子市尾高町一一四 株式会社鴻池組米子營業所 西村仁助
253	愛知県岡崎市桂町上荒子二七 鳥取市吉方七八九	鳥取市鹿野町二 勸業建設株式会社鳥取出張所 川準
252	岡山県小田郡山田村一九四二 鳥取市賀露町一七〇三ノ一	今岡建設株式会社 鳥取出張所 光
251	大阪府南河内郡三田市大字記添 鳥取市永楽町七七〇	株式会社大林組鳥取工事事務所 阪下昇
250	鳥根果仁多郡三成町二五一 松江市内中原町二九六	廣島支店鳥取出張所 道

鳥取県告示第三十九号  
 鳥取県告示第三十九号  
 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三十條の規定により買収した土地につき買収令書の交付をすることができないものを同法第三十四條

買 收 令 書 交 付 不 能 一 覽 表  
 昭和三十七年八月五日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

記号番号	所有者氏名又は名称	住 所	農地の所在	地番	地目 台地 現況	面積	対 価	報償金	買収期日	現金拂
------	-----------	-----	-------	----	----------------	----	-----	-----	------	-----

鳥取 竹田土ら 2501	山口 清正 外三十八名 鳥取県東伯郡竹田村大字大字各字若杉	鳥取県東伯郡竹田村大字大字各字若杉	鳥取県東伯郡竹田村大字大字各字若杉	178.1 178.83 計	原原原	391.820 8,000 2,000 361.820	36,081.18 819.20 204.80 37,095.18	昭和 27.8.1	37,055	166
鳥取 明治土ら 2502	徳永 幾藏 鳥取県高那郡明治村大字上原	鳥取県高那郡明治村大字上原	鳥取県高那郡明治村大字上原	636	原	804	166.40	〃	〃	166
鳥取 高城土ら 2501	坂本 喜市 鳥取県東伯郡高城村大字	鳥取県東伯郡高城村大字	鳥取県東伯郡高城村大字	874	墓原	106	18.48	〃	〃	18
同 2502	橋本 正憲 同	同	鳥取県東伯郡高城村大字	1,207	墓原	706	110.59	〃	〃	111
同 2504	原田 女市 鳥取県東伯郡高城村大字今在家	鳥取県東伯郡高城村大字今在家	鳥取県東伯郡高城村大字今在家	423.10	畑山	2,000	1,152.00	〃	〃	1,152
同 2505	矢田 一彦 鳥取県東伯郡高城村大字下福田	鳥取県東伯郡高城村大字下福田	鳥取県東伯郡高城村大字下福田	478.9	山	1,212	714.94	〃	〃	714
鳥取 高城農ら 2501	藤本 しげ 鳥取県東伯郡高城村大字上福田	鳥取県東伯郡高城村大字上福田	鳥取県東伯郡高城村大字上福田	414.8	畑	3,002	3,943.37	〃	〃	3,940
鳥取 宇野農ら 2506	辻本 貞郎 不	明	鳥取県岩美郡福部村大字左近字毛合川同二所	1474 1480 計	山山	11,613 20,026 31,709	3,427.70 5,913.61 8,341.31	〃	〃	8,341

同 2507	米橋 善藏	鳥取県岩美郡福部大字左近	鳥取県岩美郡福部大字	1484	山	409	126.59	〃	127
鳥取 字野野 2501	辻本 貞郎	不 明	同	1088	畑	0.24	37.63	〃	38
鳥取 字野野 2505	小 田 村	鳥取県岩美郡	鳥取県岩美郡小田村大字唐川	204.27	原 山	60.000	6.144.00	〃	6.144
鳥取 字野野 2504	仲田 俊夫	鳥取県西伯郡大幡村大字押口	鳥取県日野郡八郷村大字丸山字大増	1269	山	2.613	3,238.40	〃	3,238
鳥取 字野野 2601	小 計				宛	3,026	61,045.14		61,044
鳥取 字野野 2602	子 村	鳥取県西伯郡	鳥取県西伯郡大山村大字豊房字栗ヶ谷	1994.1	山 原	20,000	7,680.00	昭	7,680
鳥取 字野野 2602	同	同	鳥取県西伯郡庄内村大字高田字長塔通り	1212, 26	山 原	162,626	14,576,755	27,3.31	145,768
	小 計				米	182,626	153,447.55		153,448
	果 計				米	644,219			
					宛	8,026	214,492.69		214,492

鳥取県告示第三百二十号  
 土地改良事業補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十七年八月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

土地改良事業補助金交付規程

第一條 知事は、食糧の増産を図るため、土地改良事業に要する経費に対し、予算の範囲内でこの規程により補助金を交付する。

第二條 この規程において「土地改良事業」とは、左に掲げる事業をいう。

- 一 かんがい排水
- 二 機械揚水
- 三 区画整理
- 四 暗渠排水
- 五 客 土
- 六 農 道

第三條 補助金は、知事の適当と認める団体が、関係面積五町歩以上を一團地とする農地に対して、前條の事

業を行うに要する経費に対し、これを交付する。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の関係面積が五町歩に満たない場合においても補助金を交付することができる。

3 第一條に規定する経費に対する補助率は、左に掲げるとおりとする。

- 一 かんがい排水 四割以内
- 二 機械揚水 五割以内
- 三 区画整理 三割以内
- 四 暗渠排水 三割以内
- 五 客 土 三割以内
- 六 農 道 二割以内

第四條 この規程による補助金の交付を申請しようとするものは、申請書(第一号様式)に左に掲げる書類を添え、正副二通を知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(第二号様式)
- 二 收支予算書(第三号様式)
- 三 その他知事が必要と認める書類

第五條 補助金の交付を申請したものが、前條に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならぬ。

2 知事は前項の規定による届出があつた場合において、必要と認めるときは、前項の届出事項について変更を指示することができる。

第六條 補助金の交付を受けたものは、当該事業に関する事業成績書（第四号様式）及び收支決算書（第五号様式）並びに知事が必要であると認めて提出を求めた書類がある場合にあつてはその書類を、翌年度五月末日までに知事に提出しなければならない。

第七條 補助金交付の申請をしたもの又は補助金の交付を受けたものが左の各号の一に該当する場合には、知事は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 この規程に違反したとき
- 二 事業の施行方法が不相当と認められたとき

三 支出額が予算額に比し減少したとき

四 その他補助金交付の目的を達成することができないと認められるとき

1 この規程は、昭和二十七年年度の補助金から適用する。

2 次に掲げる告示は廃止する。

農業水利改良事業補助規程（昭和二十四年十一月鳥取県告示第六百五十六号）

土地改良事業補助規程（昭和二十四年十二月鳥取県告示第六百五十九号）

第一号様式

昭和 年 度 事業補助金交付申請書

昭和 年度において、事業を施行したいので、土地改良事業補助金交付規程第四條の規定による関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日 申請者 住 所

鳥取県知事 殿 氏 名 〇

第二号様式

かんがい排水 事業  
機械 揚水  
暗渠 排水  
客区 整理  
画区 農道

昭和 年度 事業計画書

地区名	全 体					本 年					附 記	
	受益面積町	総事業費	資 材	増 産	石 数	受益面積町	事業費	同上負担区分	資 材	増 産		石 数
	町	円	トント	トント	トント	トント	円	トント	トント	トント	トント	
			鉄	木	米	何	鉄	木	米	何	計	
			セ	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	
			ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	
			ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	
			ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	
			ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	
			ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	
			ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	
			ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	
			ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	
			ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	

- (註) (1) 実施設計書を添付すること。
- (2) 各資材とも小数点以下四捨五入すること。
- (3) 表及びその他の作物については次の換算率により換算数量を ( ) 内に記入し生の数量と併記し計は



米換算の合計を記入すること。

麦	類	1石につき	0.749
雑穀	類	〃	0.604
豆	類	〃	1.025
諸	類	1貫につき	0.006313

第三号様式

收支予算書

(註) 請負直営の別並びに施行状況を記載すること  
(2) でき型調査

収入の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	附記

支出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	附記

第四号様式

昭和 年度事業成績書

(1) 工事施行の方法及び状況

種別	実施設計		でき型		差引増減△	附記
	事業量	事業費	事業量	事業費		

(3) 工事施行後の効果  
(4) 生産効果

地目別	改良前		改良後		生産効果	附記
	作物名	地積	作物名	地積		

(註) 麦類及びその他作物は米換算量を ( ) 内に書き計は米換算の合計を記載すること

(a) その他効果

(註) 水利紛争の解決、防止又は失業救済に対する効果等を具体的に記載すること。

(A) その他重要な事項  
(註) 他事業との関連、事業資金等について記載すること。

第五号様式

昭和 年度收支決算書

(第一表) 収入の部

科目	金額	附記

(註) 附記欄に収入年月日及び金額を記載すること。

(第二表) 支出の部

科目	本年度予算額	本年度決算額	差引増減	附記

(第三表) 工事でき型調査

工種	施行箇所又は番号	数量	でき型金額		附記
			請負	直営	

(註) (1) 金額欄には直営の場合は人夫賃材料等の支拂金額を記載すること。

(第四表) 請負調査

工種	施行箇所又は番号	設計金額	請負金額	請負方法	請負人氏名	入所年月日	竣工年月日	附記

(註) (1) 請負契約書に基き一契約ごとに記載すること。

(2) 請負契約の変更のあつた場合には設計金

00985

額請負金額欄には当該年度の最終の設計金額及びこれに対する請負金額を記載し別に契約の変更経過を附記すること。 (第五表) 直営調査 (甲) 総括									
工種	本年度支拂金額			附記					
	材料費	労力費	その他						
(乙) 材料購入調査									
品目	品質規格	数量	単価	金額	附記				
セメント									
鉄筋									
何々									
計									
(註) 附記欄に工種別内訳を記載すること。									

  

(丙) 労賃調査					
種別	員数	単価	金額	附記	
人夫					
大工					
石工					
何々					
計					
(註) 附記欄に工種別内訳を記載すること。					

00986

(丙の一) 労賃月別工種別調査										
月別	工					何々	工	計	金額	附記
	築堤工	用水路工	揚水機工	延人員金額	延人員金額					
4月	上半期									
	下半期									
5月	上半期									
	下半期									
6月	上半期									
	下半期									
計										
(丁) その他調査										
品名	員数	単価	金額	附記						
田										
畑										
宅地										
何々										
計										
(第六表) 土地買収調査										
地目	買収地積	単価	金額	附記						
田										
畑										
宅地										
何々										
計										
(註) 附記欄に工種別内訳を記載すること。										

(註) 附記欄に用途別地積、金額を記載すること。  
(第六表の附表) 土地買収明細書

所在地	地番	地目	買収地積	単価	金額	所有者名	附記
市町村大字							

(第七表) 補償調書

種目	数量	単価	金額	附記
家屋移轉補償				
母屋				
土蔵				
何々				
雑作補償				
休作補償				
何々				
計				

(註) 各補償物件ごとに、被補償者別明細書を第七表  
附表として作成の上添付すること。明細書の様  
式は第六表の附表に準ずる。

(第八表) 工事雑費調書

科目	数量	単価	金額	附記
備品費				
消耗品費				
賃金				
印刷製本費				
何々				
計				

(註) 各科目ごとに(第八表の附表)として明細書を  
添付すること。

鳥取県告示第三百二十一号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十七年八月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
一、西伯郡和田村字山際一、一六六番地先から一、一六  
七の一番地先まで不認定道路敷拾坪

鳥取県告示第三百八十号

吉田川普通水利組合の廃止については、昭和二十七年  
七月三十一日許可した。

昭和二十七年八月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百八十一号

開墾工事補助規程(昭和二十三年十月鳥取県告示第五  
百十三号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年八月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二條第二号中「基本工事」を「小園地建設補助工事」  
に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 前條の規定による工事の補助金の補助率は次の

標準による。

一、 第二條第一号の工事

イ、昭和二十六年以降の純粹入植者には一戸当り開  
墾工事計画面積の八〇%までの施行部分について  
その工事費の百分の四十五以内。

ロ、昭和二十五年以前の純粹入植者には一戸当り開  
墾工事計画面積の八〇%までの施行部分について  
その工事費の百分●四十以内。

ハ、附帯工事については工事費の百分の四十以内。

二、 第二條第二号の工事

イ、開墾工事については前号に規定する率。

ロ、小園地建設補助工事については工事費の百分の五  
十以内

様式第二号を次のように改める。

様式第二号

開墾工事補助申請書

一、金

昭和 年度(自昭和 至昭和 年 年 月 月 日)

事業のため支出金額

規程第二條第一号開墾費

圓に対し 四、五割

附帯工事費

圓に対し 四、〇割

規程第二條第二号開墾費

圓に対し 四、五割

小園地建設補助工事費

圓に対し 五、〇割

昭和 年 月 日付鳥取県受開第 号指令に基く補助金を交付くださるよう事業成績書及

び收支決算書を添えて請求します。

昭和 年 月 日

住所

事業主体名

組合長

鳥取縣知事 氏

名 殿

各人別開墾調書

入植者名	開墾計画面積	前年度迄の開墾完了面積	本年開墾完了面積		残面積	入植年度
			前回迄	今回計		
計						
畑						
田						

備考 入植者欄には一戸の代表者のみ記入

様式第三号の次に様式第三号の二として次のよう加える。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥取県 印刷所  
鳥取市 印刷所  
鳥取市 印刷所  
鳥取市 印刷所  
鳥取市 印刷所  
鳥取市 印刷所  
鳥取市 印刷所  
鳥取市 印刷所  
鳥取市 印刷所  
鳥取市 印刷所

鳥 取 県  
開 墾 作 業 事 業 計 画 書  
(事業成績)

鳥 取 県

様式第三号の二

着手年度	年度別一連番号	地区名	前年度までの事業量	本年						年度			翌年度の事業量	増産見込量	摘 要	
				本 入		者 分		増 反	者 量	分 該	戸 数	単 業				
				植 田	植 田	者 業	者 業									該 該
昭和		地区	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	米 麦 甘藷		
昭和		地区	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町			
昭和		地区	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町	開田町			
			計	計	計	計	計	計	計	計	計	計				
			非補助分	非補助分	非補助分	非補助分	非補助分	非補助分	非補助分	非補助分	非補助分	非補助分	非補助分			
			26年度以降の入植者以前	26年度以降の入植者以前	26年度以降の入植者以前	26年度以降の入植者以前	26年度以降の入植者以前	26年度以降の入植者以前	26年度以降の入植者以前	26年度以降の入植者以前	26年度以降の入植者以前	26年度以降の入植者以前	26年度以降の入植者以前			
			25年度の入植者	25年度の入植者	25年度の入植者	25年度の入植者	25年度の入植者	25年度の入植者	25年度の入植者	25年度の入植者	25年度の入植者	25年度の入植者	25年度の入植者			
			26年度の入植者	26年度の入植者	26年度の入植者	26年度の入植者	26年度の入植者	26年度の入植者	26年度の入植者	26年度の入植者	26年度の入植者	26年度の入植者	26年度の入植者			

附 則  
この規程は昭和二十七年年度分の補助金から適用する。